

「生駒市緑の市民委員会」の会議等の公開について

- 1 会議の公開について
 - ・原則会議を公開とする

- 2 傍聴の方法等
 - ・先着順による傍聴者の決定
但し、会場の大きさにより 5～10 名程度
 - ・傍聴者の遵守事項を定める
 - ・会議の開催予定を 1 週間前までにホームページで周知

- 3 会議録等の公表
 - ・会議後速やかに調製
 - ・会議録については、発言者名を明記した要旨とする。
 - ・市ホームページ及び事務局（みどり推進課）で公表

- 4 基本情報の公表
 - ・委員名簿の公表
 - ・広報いこま及び市ホームページへの掲載、報道機関への提供